

4 変更承認申請

変更承認申請の流れ

変更承認申請について 自主防災組織活動助成金変更承認申請書（第4号様式）

次の場合は、変更承認申請書の提出が必要です。

- ・計画していた活動を全て中止し、活動に係る経費が発生していない場合
- ・新たに活動を計画した場合

新たに実施する活動日の16日前までに消防署へ提出してください。当該年度の4月1日から5月31日までに新たな活動を実施する場合は、**新たに実施する活動日まで**に提出してください。



注1 気象警報の発令や感染症の拡大、地震等による大規模災害の発生等、やむを得ない理由で計画していた活動が全て中止となった場合、必要物品の購入等、事前に発生した経費については、助成金を使用することができます。

この場合、変更承認申請書の提出は不要です。実績報告時の自主防災活動結果報告書（第8号様式）に中止になった旨を記入して提出してください。

2 計画していた活動の一部が中止となった場合についても、変更承認申請書の提出は不要です。

3 年度当初にボランティア保険料等を申請した場合、当該年度の他の活動計画が決定した後、変更承認申請書を提出してください。

4 新たに活動を追加する場合でも、当初計画していた最後の活動終了から30日以内に変更承認申請書を提出できない場合は、実績報告書の提出が必要です。精算手続後に再度交付申請が必要になりますので、留意してください。

変更承認決定通知書受領 自主防災組織活動助成金変更承認決定通知書（第5号様式）

提出された申請書は、消防局で審査をします。

審査が終了すれば、変更承認申請に対する決定通知書を発行します。

先に交付した交付決定通知書を上書きするための通知書ではありませんので、交付決定通知書と合わせて保管してください。

